船橋市生ごみ処理容器等購入費助成金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、一般家庭から排出される厨芥物等（以下「生ごみ」という。）の自家処理のため、生ごみ処理容器及び生ごみ処理機（以下「処理容器等」という。）を設置する者に対し、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和 56 年規則第 50 号）に基づき、船橋市生ごみ処理容器等購入費助成金（以下「助成金」という。）を予算の範囲内において交付することにより、処理容器等の購入を容易にし、もって一般家庭から排出される生ごみの減量化を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるものをいう。

(1)生ごみ処理容器　微生物等を利用して、一般家庭から排出される生ごみを発酵分解により、堆肥化または減量化させることを目的として製造された容器をいう。

(2)生ごみ処理機　一般家庭から排出される生ごみを機械的に水分除去すること等により、堆肥化または減量化することが可能な機器をいう。

なお、ディスポーザー等（生ごみを減量化・資源化できないもの）は除く。

(3) その他生ごみを堆肥化、減量化するもので市長が認めるもの

（交付の要件）

第 3 条　助成金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えた者とする。ただし、第５号に掲げる要件にあっては、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(1)　市内に住所を有し、かつ、居住していること。

(2)　処理容器等を設置することができる場所を有すること。

(3)　減量化又は堆肥化された生ごみを自ら処理できること。

(4)　市が実施するアンケート調査に協力すること。

(5)　本人が市税を滞納していないこと。

2　前項第５号の確認は、市税納付確認書により行うものとする。

（助成金の額等）

第４条　助成金の額は、次の各号に定める金額（100 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。

(1)　生ごみ処理容器　購入価格の 2 分の 1 に相当する額とし、1 基について 3,000 円を限度とする。

(2)　生ごみ処理機　購入価格の 3 分の 1 に相当する額とし、1 基について 10,000 円を限度とする。

2　助成金の対象となる処理容器等の数は、1 年度につき、生ごみ処理容器にあたっては 1

世帯あたり２基以内、生ごみ処理機にあたっては１世帯あたり１基とする。

３　処理容器等と微生物等がセットで販売されており、価格の分割ができない場合は、その購入代金を購入価格とする。

（交付申請）

第５条　助成金の交付を受けようとする者は、処理容器等を購入した日の翌日から起算して１年以内に、船橋市生ごみ処理容器等購入費助成金交付申請書（第１号様式）により市長に申請しなければならない。

（交付可否の決定等）

第６条　市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を船橋市生ごみ処理容器等購入費助成金交付（決定・却下）通知書（第２号様式）により当該申請者に通知する。

（交付請求）

第７条　前条の規定により交付決定を受けた者は、船橋市生ごみ処理容器等購入費助成金交付請求書（第３号様式）に必要書類を添付して、市長に請求しなければならない。

（交付決定の取消等）

第８条　偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受け、又は交付を受けた者があるときは、市長は、助成金交付の決定を取消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

（交付手続）

第９条　市長は、助成機会の均衡と手続きの円滑化を図るため、あらかじめ処理容器等を購入する者に届け出をさせ、助成順位を決定することができる。

（補則）

第10条　この要綱に定めるものの他必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は平成８年４月１日から施行し、同日以降処理容器を購入した者に適用する。

附　則

この要綱は平成12年４月１日から施行し、同日以降処理機器を購入した者に適用する。

附　則

この要綱は平成26年４月１日から施行し、同日以降処理容器を購入した者に適用する。

附　則

この要綱は令和２年４月２４日から施行し、同日以降処理容器を購入した者に適用する。

附　則

この要綱は令和５年４月１日から施行し、同日以降処理容器等を購入した者に適用する。

第1号様式（第5条）

船橋市生ごみ処理容器等購入費助成金
交　付　申　請　書

年　　月　　日

船　橋　市　長　　あて

住　　所

申　請　者　　氏　　名

電話番号

船橋市生ごみ処理容器等購入費助成金の交付を受けたいので、交付の要件を了解のうえ申請します。

<table>
<tr><td>交付申請額</td><td colspan="2">円</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>購入年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td><td>購　入　先</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">メーカー名</td><td colspan="2"></td><td rowspan="3">型　式
及　び
容　量</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">商　品　名</td><td colspan="2"></td><td rowspan="3">購入金額</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>円</td></tr>
<tr><td>世帯員数</td><td>人</td><td>世帯主氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

［添付書類］　１．領収書（名前・商品名・金額が明示されているもの）
　　２．市税納付確認書

［交付要件］　１．市内に住所を有し、かつ、居住していること。
　　２．生ごみ処理容器等を設置することができる場所を有すること。
　　３．減量化又は堆肥化された生ごみを自ら処理できること。
　　４．市が実施するアンケート調査に協力すること。
　　５．本人が市税を滞納していないこと。

年　　月　　日　確認済

第2号様式（第6条）

船橋市生ごみ処理容器等購入費助成金交付（決定・却下）通知書

令和　　年　　月　　日

住　所
申請者
氏　名　　様

船橋市長　松戸　徹

年　　月　　日付で申請のありました船橋市生ごみ処理容器等購入費助成金について、下記の通り（決定・却下）しましたので通知します。

記

１．決　定　　助成金交付決定額　　金　　円

２．却　下　　理由

※なお、助成金は、ご指定の口座に　　年　　月　　日頃振り込まれる予定です。

第3号様式（第7条）

船橋市生ごみ処理容器等購入費助成金
交　付　請　求　書

年　　月　　日

船　橋　市　長　　あて

住　　所

申　請　者　氏　　名

電話番号

年　　月　　日付で交付決定通知のありました船橋市生ごみ処理容器等購入費助成金交付を下記のとおり請求します。

記

助成金交付請求額　　金　　円

私が有する上記に対しての船橋市からの支払いは、下記の口座に振込下さい。

記

請求内容　　生ごみ処理容器等購入費助成金

振込口座　　金融機関名＿＿＿＿＿＿＿＿銀行＿＿＿＿＿＿＿＿支店

口座種類　　普通・当座

口座番号　＿＿＿＿＿＿＿＿

(フリガナ)

口座名義　＿＿＿＿＿＿＿＿